

# 富津市子どもの学習支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務目的

本事業は、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学又は将来における安定就労に繋げ、もって貧困の連鎖を防止及び生活の向上に資することを目的とする。

## 3 業務概要

- (1) 業務名称 富津市子どもの学習支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「富津市子どもの学習支援事業業務委託仕様書」のとおり  
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、協議の上、変更する可能性がある。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 対象区域 富津市内全域

## 4 提案限度額

年額8,015,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。なお、上限額を超える提案は失格とする。

## 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること（※登録されていない場合は8(4)ア参照）
- (2) 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所か

らの再生手続開始決定がされていない者

- (4) 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと

## 6 選考スケジュール

次のとおりとする。

実施内容	期日等
① 実施要領等の公表及び配布期間	1月21日（火） ～1月31日（金）
② 参加表明書受付期限	1月31日（金）
③ 参加資格審査結果通知	2月5日（水）
④ 質問受付期間	2月5日（水） ～2月14日（金）
⑤ 市からの質問回答期限	2月19日（水）
⑥ 企画提案書等の提出期限	2月27日（木）
⑦ 選考委員会（プレゼン）	3月7日（金）
⑧ 結果の通知・公表（予定）	3月12日（水）
⑨ 契約の締結（予定）	3月下旬

## 7 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和7年1月21日（火）～令和7年1月31日（金）

### (2) 配布方法

富津市ホームページからダウンロード

参加申込書等公募に関する資料・様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

[富津市ホームページ] <https://www.city.futtsu.chiba.lg.jp/>

## 8 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

### (1) 受付期間

令和7年1月21日（火）～令和7年1月31日（金）

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

### (2) 受付時間

午前8時30分～午後5時

(3) 受付場所

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地  
富津市健康福祉部社会福祉課（担当：山口）

(4) 受付方法

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（第1号様式）

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、下表の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
②	印鑑証明（原本）	法務局で発行する法人の印鑑証明
③	使用印鑑届兼委任状（第2号様式）	
④	財務諸表	直近2年分の決算書
⑤	委任状（任意様式）	支店等を代理人とする場合
⑥	営業所等一覧（第3号様式）	営業所等を有する場合のみ
⑦	国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）	・税務署で発行する法人の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行） ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）

9 参加資格審査結果の通知

令和7年2月5日（水）に、各応募者へ参加資格審査結果通知書（第4号様式）にて郵送及び電子メールにより通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にてプレゼンテーションの日程を通知する。

10 質問の受付について

(1) 受付期間

令和7年2月5日（水）午後1時～令和7年2月14日（金）午後5時

(2) 質問方法

質問書（第5号様式）に必要事項を記入の上、事務局にFAX又は電子メールにて提出すること。FAX又は電子メール送信後、事務局まで電話にて送信確認すること。

[電子メール] mb015@city.futtsu.chiba.jp

[FAX] 0439-80-1355

(3) 回答

全ての質問及び回答は、令和7年2月19日（水）までに、本市ホームページ上において質問内容とともに掲載する。

11 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

12 企画提案書の提出について

(1) 提出資料

次の資料を提出すること。

番号	提案書類名	提出上の注意
①	企画提案書等提出届（第6号様式）	
②	企画提案書（第7号様式）	以下について留意し、記載のこと。 （ア）別紙の仕様書及び14(2)選考基準の評価項目の内容を踏まえ、業務の進め方、手法等の提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。 （イ）企画提案書に目次及びページ番号を付けること。なお、ページ数に制限は定めない。 （ウ）企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
③	会社概要書（第8号様式）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの
④	業務実績書（第9号様式）	他市等での子どもの学習支援事業の実績及び本市での実績（他分野を含む。）
⑤	業務実施体制（第10号様式）	業務の実施体制（組織、事業責任者及び担当者の氏名や人数等）について記載すること。
⑥	受託金額見積書及び見積詳細書（任意様式）	内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること。

(2) 提出方法

- ・持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により事務局へ提出すること。
- ・正本を1部、副本（コピー可）を6部提出すること。
- ・正本はA4版フラットファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・電子媒体として、Microsoft Office Excel、Word または PowerPoint いずれかで作成したものをCD-R またはDVD-R にて1部提出すること。

(3) 提出期限

令和7年2月27日（木）午後5時必着

※提出期限内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

(4) 提出にあたっての留意点

- ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。
- イ 提案に際し要した費用は、各参加事業者の負担とする。
- ウ 提出資料は理由の如何なく返却しない。
- エ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- オ 提出資料及びその複製は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- カ 契約履行過程で生じた制作物の著作権は、富津市に帰属する。
- キ 企画提案書の作成のため富津市から受領した資料は、選定結果通知後、廃棄すること。また、富津市の下承なく公表又は使用しないこと。

## 13 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日

令和7年3月7日（金）（予定）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

富津市役所本庁舎 2階 第1委員会室（富津市下飯野2443番地）

(3) 実施内容

一人につき、準備5分以内、プレゼンテーション30分、質疑応答15分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間等を短縮することがある。

(4) 会場設営

パソコン、スクリーン、プロジェクター等を使用してプレゼンテーションを実施する場合は、事前に社会福祉課へ連絡し、参加事業者が用意すること。ただし、外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

(5) 出席者

3名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が企画提案について説明すること。

(6) その他

プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

## 14 選考方法について

### (1) 選考方法

- ア 提案採用者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- イ 選考は、プロポーザル審査委員会において定めた「富津市生活困窮者自立相談支援事業及び富津市被保護者就労支援事業業務委託公募型プロポーザル評価基準表」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により審査する。
- ウ 選考の結果、評価得点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価得点の高いものから順に交渉を行う。
- エ 最も高い評価得点を獲得した参加事業者が複数ある場合には、重要度が高い評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価得点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても参加事業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- オ プロポーザル審査委員会の評価得点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。
- カ 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

### (2) 選考基準

審査項目	評価項目	評価基準
法人概要	1 応募した動機及び運営の考え	(1) 応募した動機
		(2) 生活困窮世帯に関する知識及び制度の理解
		(3) 学習支援事業の使命・役割や運営についての考え
事業計画	2 事業内容 (※)	(1) 【学習支援】 目標・ねらい、支援内容
		(2) 【居場所の提供】 目標・ねらい、支援内容
		(3) 【進路相談等】 目標・ねらい、支援内容
		(4) 【その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援】 目標・ねらい、支援内容
	3 家庭及び保護者との信頼関係の構築 (※)	家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組み
4 事故防止・安全対策	事故防止対策、災害時等に備えての体制づくりや避難訓練、交通安全のための指導などの取り組み	

	5 職員の研修	職員の資質向上のため、計画的な研修を実施、職員が研修に参加できる環境づくり
	6 管理体制及び管理責任	(1) 事業運営の管理体制
		(2) 現場での管理責任
	7 個人情報の保護	個人情報の保護に関する理解や取り組み
環境計画	8 開催場所の環境整備	子どもの保健衛生、安全に配慮がなされ、活動しやすい環境を確保するための取り組み
その他提案書審査評価	9 特別な提案	仕様書に明記されていない特別な提案
	10 学習支援事業の実績	他での事業（類似事業含む）の実施経験、成果
	11 価格評価	企画提案内容に照らし合わせ、価格は適正か

(※) 特に重点を置いている評価基準の項目。

## 15 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は、参加事業者に対し、令和7年3月12日（水）に選考結果通知書（第12号様式）にて郵送及び電子メールにより通知する。また、本市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 選考結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申立ては受け付けない。

## 16 契約に関する基本事項について

### (1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉結果、合意に至らなかったときは、評価得点の高いものから順に契約締結の交渉を行う。

### (2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、見積書を提出し、決定するものとする。

## 17 その他

### (1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が企画提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後5時までにプロポーザル参加辞退届（第11号様式）を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき
- イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき

18 問合せ及び提出先（事務局）

担当部署 富津市健康福祉部社会福祉課（担当 山口）  
住 所 〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地  
電 話 0439-80-1259  
電子メール mb015@city.futtsu.chiba.jp  
F A X 0439-80-1355